

マイナンバーカード ご利用 ガイドブック



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



袋井市キャラクター フッピー



袋井市役所 袋井市新屋一丁目1番地の1 平日8時30分～17時15分

市民課
マイナンバーカード係
TEL 0538-44-3108

浅羽支所 袋井市浅名1028番地
市民サービス課 市民サービス係
TEL 0538-23-9211

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

●マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 または(有料) 050-3816-9405
平日9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分 ※紛失時の連絡のみ24時間対応

マイナンバーカードについて

3つの赤い枠の項目は、専用のカードケースに入れると、情報が隠れます。

氏名・住所・生年月日
(通称や旧氏併記のあるかたは記載されます)

表 番号 花子
住所 ○○県○○市△△町○○丁目○番地▽▽号

性別

①カード本体の有効期限

②③電子証明書の有効期限

臓器提供の
意思表示欄

住所・氏名などに変更があった
場合の追記欄
(市町村で記載します)

ICチップ

マイナンバー (個人番号)



有効期限について

日本国籍の方 郵便で有効期限のお知らせが届きます。

年齢	①カード有効期限	②利用者証明用電子証明書	③署名用電子証明書
18歳以上 20歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上～ 18歳未満 20歳未満	5回目の誕生日		5回目の誕生日
15歳未満			×

期限の3か月前から更新手続きができます。期限が来る前に市役所または支所で更新手続きをお願いします。

外国籍の方 永住者と特別永住者の方は郵便で有効期限のお知らせが届きます。

在留資格	上記①②③の有効期限
永住者及び特別永住者	日本国籍の方と同じ
永住者以外の中長期在留者	カード発行日から在留期間の満了の日

●在留資格や在留期間が新しくなったときはマイナンバーカードと新しい在留カードをもって市役所か支所に来てください。マイナンバーカードの有効期限を新しくします。有効期限が切れてしまうと、新しいカードを作るときにお金がかかります。はやめに手続きをしてください。

暗証番号の管理

- 暗証番号は、ご自身が管理するものです。ご自身で大切に保管してください。
- 暗証番号の入力を、連続して3回(署名用電子証明書は5回)間違えるとロックされます。ロックの解除、暗証番号の再設定は市役所または支所でできます。マイナンバーカードを持参の上、ご本人がお越しください。

電子証明書って? カードはどんなことに使えるの?

利用者証明用電子証明書

数字4桁の暗証番号を使います。

「ログインした者があなた本人であること」を証明します。
インターネットやコンビニの端末にログインする際に使用します。



- コンビニでの証明書交付 → 4ページへ

<https://www.lg-waps.go.jp/index.html>
(地方公共団体情報システム機構)



- 健康保険証の利用登録 → 6ページへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html (厚生労働省)



- マイナポータルへのログイン → 6ページへ

<https://myna.go.jp/> (デジタル庁)



署名用電子証明書

6桁～16桁、数字とアルファベット(大文字)の暗証番号を使います。

「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正のものであり、あなたが送信したものであること」を証明します。インターネットで電子文書を作成・送信する際に使用します。

- e-Tax (確定申告)

<https://www.e-tax.nta.go.jp/> (国税庁)



- 電子申請 (スマートフォンで証明書を申請し、郵便で受け取る)

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/ict/1/1607633554486.html> (袋井市)



コンビニでの証明書交付

マイナンバーカードと「利用者証明用電子証明書」の暗証番号(数字4桁)を使用して、下記の証明書が全国のコンビニエンスストア(マルチコピー機が設置してある店舗)等で取得できます。マイナンバーカードを交付した日の翌々日(土日祝を除く)から利用可能です。

利用時間

6時30分～23時(12月29日～1月3日までとシステムメンテナンス日を除く)

利用可能場所 (2021年11月現在)

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- イオン
- ミニストップ

お知らせ

2022年4月から2024年3月までは、コンビニ交付手数料を下表の金額から**一律100円減額**しています。

取得可能な証明書

証明書の種類	金額	取得できる方
住民票(世帯全員・一部) (マイナンバー、住民票コードは記載なし)	300円	袋井市に住所登録がある方
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録済の方のみ
所得課税証明書 (最新年度のみ)	300円	市県民税申告済の方または袋井市で課税されている方
戸籍(謄本・抄本)	450円	※住所と本籍の両方が袋井市の方のみ
戸籍の附票	300円	

※本籍地が袋井市以外の方は、別途手続きをしないと戸籍を取得できる場合があります。本籍地の市町村により対応の可否が異なります。詳しくは下記QRコード、または「コンビニ交付」で検索し、「本籍地の戸籍証明書取得方法」のメニューよりご確認ください。

<https://www.lg-waps.go.jp/index.html>

コンビニ交付

検索



基本操作方法



注意事項

- マイナンバーや住民票コードの記載された住民票や、旧氏(旧姓)記載の印鑑登録証明書はコンビニでは取れません。市役所または支所の窓口で請求してください。(平日8時30分～17時15分)
- 印鑑登録は住所登録の市区町村での登録となります。市外への転出や市外から転入した場合は、新住所地の市区町村窓口にてマイナンバーカードの継続利用とともに、印鑑の登録も必要です。
- 「利用者証明用電子証明書」の有効期限が切れていると、コンビニ交付サービスを利用できません。新たに電子証明書を発行することで利用可能です。ご本人がマイナンバーカードを持って市役所または支所の窓口へお越しください。(平日8時30分～17時15分)



マイナポータルって？

●子育てや介護をはじめとする行政手続きの情報検索や、オンライン申請ができたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバーカードを使って、保育園の申し込みや、介護保険関連の手続き、児童扶養手当等の手続きの一部が利用できます。

※カードを使わずに利用できる手続きもあります。

<https://myna.go.jp/>



健康保険証の利用登録

マイナンバーカードを健康保険証としても利用できるようになりました。

※今までの健康保険証も引き続き利用できます。

マイナポータルから利用登録後、医療機関の窓口で専用の読み取り機器にカードをかざすことで、ご本人の医療保険の資格を確認します。

対応している医療機関は厚生労働省ホームページで確認できます。

例えばこんないいことがあります！

●ご本人が同意すれば、初めての医療機関でも特定健診情報や、今までの薬剤情報が医師等と共有できるようになります。

●限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※自治体独自の医療費助成については書類の持参が必要です。

●マイナポータルを利用して、自分の特定健診情報を閲覧できるようになります。

また、確定申告の際、マイナポータルを通じて医療費控除の手続き時にご本人の医療費が自動入力出来ます。

もっとくわしく知りたい！

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
(厚生労働省)



Q：暗証番号がわからなくなったら？

A：入力ミス等でロックされた、暗証番号がわからなくなった場合は、ご本人がマイナンバーカードを持参のうえ市役所または支所にお越しください（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）。再設定手続きをします。

Q：住所・氏名が変わった

A1、A2には、4桁および6桁以上の暗証番号の入力が必要です。手続きをしないと、カードが利用できなくなる、再交付料金がかかる場合があります。

A1：袋井市内で引越し、又は氏名変更した場合

マイナンバーカードに新住所・新氏名の追記、電子証明書の手続きが必要です。ご本人または同一世帯の方がカードをご持参のうえ、市役所または支所の窓口にお越しください。

A2：袋井市外への引越しの場合

旧住所地：転出手続き時にマイナンバーカードを所持していることを窓口で申し出てください。

新住所地：転入先の市区町村窓口でマイナンバーカードを持参し、転入と継続利用の手続きをしてください。

※新住所地に住み始めた日から14日以内に転入手続きをしてください。期限内に手続きができない場合、カードが失効します。再交付は有料となります。

A3：国外への引越しの場合

転出手続き時、マイナンバーカードに「国外転出により返納」の記載をした後、返却します。コンビニ交付や電子申請等の手続きには利用できなくなります。

国外から再転入(再入国)した場合は、転入手続きを行う市区町村窓口でマイナンバーカードを持参し返納してください。必要に応じて新しいカードの申請をしてください。

Q: マイナンバーカードを落とした・失ってしまった!

A: すぐにコールセンターへ連絡をしてください。一時停止処理を行います。

フリーダイヤル **0120-95-0178** (24時間365日対応)

外国語対応 **0120-0178-27** (24時間365日対応)

自宅以外で紛失の場合は、警察署に盗難届(遺失届)をし、受理番号を控えて市役所または支所で「紛失・廃止届」をしてください。

袋井警察署 **0538-41-0110**

○ カードが見つかった場合

一時停止を解除します。ご本人がカードを持って市役所または支所にお越しください。

× カードが見つからない場合

再交付をご希望の場合は申請手続きをします。遺失届の受理番号と本人確認書類をお持ちください。手数料がかかります場合があります。(カード本体800円+電子証明書200円)

問い合わせ窓口

● マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

● 聴覚障がい者の方向け FAX **0120-601-785**

上記総合サイト「お問い合わせ」ページに専用FAX用紙あり

● 英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・スペイン語のフリーダイヤル

0120-0178-26

平日9時30分～20時 土日祝9時30分～17時30分



The Call Center for your inquiries concerning "My number."

1. Telephone No. 0120-0178-26 (Toll Free)

2. Business Hours

Weekdays : 9:30 to 20:00

Weekends and national holidays : 9:30 to 17:30

(Excluding December 29 to January 3)

3. Languages Handled Available:

Japanese, English, Chinese, Korean, Spanish, and Portuguese

Atendimento relacionado ao "My number."

1. Número de telephone 0120-0178-26 (FreeCall)

2. Horário de atendimento

Dias da semana 9:30 as 20:00

Sábados, domingos e feriados 9:30 as 17:30

(exceto entre 29 de dezembro a 3 de janeiro.)